

多摩市自治基本条例（案）に関する見解

私達多摩市市民自治基本条例をつくる会は、平成15年8月19日多摩市自治基本条例の行政素案が示されて以来、パートナーシップ協定に基づき多摩市との条例案調整のために精力的に会議を開催し検討を進め、「行政素案に対する意見書」としてまとめたものを3回にわたり行政に提出しました。行政はその意見を反映しながら再検討を行い、条例案を11月26日に決定されました。当会として今後は行政との調整は時間的に難しいと判断し、示された条例案とこれまでの経過に関する見解をまとめました。

今後は多摩市議会での条例案審議や将来の条例見直し、多摩市における市民協働のあり方などのおり参考にいただければ幸いです。

1、パートナーシップ協定による条例案の調整について

- (1) 平成14年6月29日に当会が「多摩市市民自治基本条例市民提言案」を提出して以来、行政側からは「節目ごとに状況を説明する」との説明を受けていましたが、平成15年8月19日に市民提言案が大幅に変更された「多摩市自治基本条例行政素案」が示されるまで行政内部での検討状況の説明や協議がほとんどなかったことは大変遺憾なことでした。もし、この時期に詳しい説明と率直な意見交換ができていたら、さらに建設的・能率的な協議ができていたのではないかと思います。
- (2) 平成15年8月19日版の行政素案が示され、その後の真摯な調整の努力につきましては「市民との協働」を推進する行政の姿勢として評価します。
- (3) 当会に対しては4回にわたる修正案が示され、建設的な意見交換ができたと評価しますが、当会に属さない市民にもこれらの経過の説明と意見交換がされていればさらに市民に身近な基本条例案となったのではないかと思います。

2、条例（案）に関する評価

評価できる点

「ですます」調の文体

当会による「市民提言案」では、市民に親しみやすい条例にするために「ですます」調の文体を採用しています。行政素案は「である」調の従来の市民から見れば硬い文体でした。行政側からの説明では「権利・義務を明確にするためには「である」「ならない」調の方が良い」とのことでしたが、当会や市民の意見を受けて「市民に親しみやすい」文体を採用されたことは全国的に見ても画期的だと評価します。

自治推進委員会の第三者性について

「市民提言案」が提案した第三者機関としての自治推進委員会について行政素案では「市の諮問機関」としての位置づけでしかなかったものが、「委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません」という条例文の追加などにより第三者性が一定程度担保されたことについて評価します。

市民の義務規定の見直しについて

「市民提言案」においても「市民の義務」という条項がありますが、この条文は市民の責任を自覚しようという宣言文という性格でした。一方、行政素案においては「ねばならない」調の厳しい義務規定として「自治推進の義務」「行政サービスに伴う負担の義務」が追加されました。これを最終行政案において削除し、表現を緩やかに変更されたことについて市民の意見を反映したものと評価します。

今後再検討をしていただきたい点

「市民自治」の新たな定義を

地方自治は「住民自治」と「団体自治」からなるという従来からの定義のように狭義に解釈するのではなく、市民主権の上で自治を進めていくことを考えると「市民自治とは「住民自治」も「団体自治」も含む広義のものである」という見解を持っています。条例の名称や構成において「行政の視点」ではなく「市民の視点」で作られる姿勢を強く望んでいます。

これは市民から委任された市長や議会の権限を無視・軽視するのではなく、それらの権限を前提として行政や議会と市民との協働を進める多摩市の在りようを明確にするためにこの条例が作られようとしていると私たちは認識しています。

自治推進委員会の議論を

自治推進委員会の構成について、市民提言案においては「定員を10人とし、委員の構成は市議会議員2人、市民6人、市職員2人」としています。これはこの委員会が行政・議会・市民のそれぞれの立場から自治を推進するために、「条例見直し・改正」を含めた意見交換や提案ができるための第三者提言委員会にしたいとの考えを基にしています。この点についてはさらに議論を深めていただきたいと思います。

予算策定への市民参画を

市民提言案17条において「予算策定への参画」という条文がありますが、行政素案に反映されていません。これは行政の根幹である予算の検討内容が市民には3月の予算を検討する市議会までまったく知らされないままに行われているという状況にあります。少なくとも予算編成方針や第一次の予算要求が示された時点などでの情報公開と意見聴取が行われることが今後の多摩市のより開かれた市政として必要なことではないかと考えます。

3、最後に

当会では条例案に関して会として承認をどうかについて11月29日に全体会を開催し議論しましたが、全会一致での合意までには至りませんでした。

私たちの会は「多摩市が市民を公募し」「市とパートナーシップ協定を締結して」「ワークショップ形式で」運営し「市民自治基本条例案」を提言しました。前市長の不祥事による市長の交代などもあり、予想以上の長い期間活動を続けなければなりません。

しかし、より良い多摩市を作りたいという市への愛着があるからこそその集まりでした。市民提言案や行政案への意見の集約に当たっては様々な制約があるなかで出来る限りの努力をしてきました。

私たち市民は行政職員とも立場の違いを超えて、共通の目的のもとに率直に意見を交換し策定作業を共に経験してきました。まさに市民協働の実体験でもありました。

この経験を単なる実験に終わらせることなく、さらに発展させて、多摩市における市民自治の始まりになることを切に願うものです。

以 上